

香川の観光事業を
応援します!

みなさんの参加が
香川を元気にします!

STAY!



新

うどん県

泊まって
かがわ割

ENJOY!



EAT!

旅行代金・宿泊代金の割引を行う県内旅行事業者・宿泊事業者
クーポン取扱店舗

登録事業者募集中!

令和3年7月12日(月)～令和3年7月19日(月)

7月20日以降の登録につきましては「新うどん県泊まってかがわ割」事務局までお問い合わせください



新うどん県 泊まってかがわ割とは?

香川県内在住の方の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引(上限5,000円/人泊、日帰りの場合は上限5,000円/人)と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「新かがわ割クーポン」を配付する香川県限定のキャンペーンです。

なお、本キャンペーンは観光庁「地域観光事業支援」を活用しています。

申込方法



パソコンまたはスマートフォンから

「新うどん県泊まってかがわ割」ホームページにアクセスしてお申し込みください。



<https://www.new-kagawa-wari.com>

新うどん県泊まってかがわ割

検索



お電話から 「新うどん県泊まってかがわ割」事務局にご連絡ください。

087-823-5011 (平日 10:00-17:00)

募集について

事業概要

香川県内在住の方の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引(上限5,000円/人泊、日帰り旅行の場合は上限5,000円/人)と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「新かがわ割クーポン」を配付する香川県限定のキャンペーンです。

(1) 旅行商品・宿泊代金の割引

- ① 県内の旅行業者が販売する県内旅行商品代金(日帰り旅行商品含む)
 - ② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金(直接販売・OTA販売等)
- ※いずれも1人泊当たり商品代金の50%(上限5,000円/人泊、日帰り旅行商品の場合は上限5,000円/人)を上限に割引支援金を交付

(2) 新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり(日帰り旅行商品の場合は1人当たり)上限2,000円分を旅行会社や宿泊施設を通じて旅行者に配付

※旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4,000円以上の場合は2,000円分のクーポン券を発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合は配付しない。

対象期間

宿泊旅行	令和3年8月1日(日)から令和3年12月31日(金) (令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで
日帰り旅行	令和3年8月1日(日)から令和3年12月31日(金) 旅行分まで
予約対象期間	令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金) 予約分まで

新型コロナウイルスの感染状況等によって、上記期日及び地域は変更となる場合があります。

対象事業者

宿泊事業者

- 香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者
- A 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受けた宿泊施設
 - I 住宅宿泊事業法(平成29年法律第6号)第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

上記のA、Iのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

旅行会社

香川県内に本店、支店又は営業所等を持つ旅行会社・旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づき登録を受けた事業者であって本事業への参画申込みを行い、承認された者

クーポン取扱店舗

新かがわ割クーポン取扱店舗に参画するには、Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗であること、新うどん県泊まっかがわ割事務局より参画承認を受けた施設が要件となります。

よくあるお問い合わせ

Q1

「うどん県泊まっかがわ割」(令和2年8月～令和3年7月)に登録してましたが、新たに登録が必要となるのでしょうか?

A

はい、改めて事業者登録が必要となります。第一次登録締め切りは7月19日となります。HPよりオンライン登録または申請書類をダウンロードの上、郵送にて手続きを行ってください。

Q3

クーポン取扱店舗として参加するための条件はありますか?

A

Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗(香川県内)であることと新うどん県泊まっかがわ割事務局より参画承認を受けた施設であることが条件となります。

Q2

日帰り旅行商品はどのような商品が適用となりますか?

A

- ① 同日中に発地に戻る事が予定されている運送サービスを含むこと
- ② 旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービスを含むこと。

Q4

旅行者は、クーポン取扱店舗であるかどうかのように見分けるのでしょうか?

A

登録後に事務局から配付するステッカーやポスターを店頭等に貼ってください。また公式HPにおいて、使えるお店として紹介する予定です。

※詳しくは、公式ホームページ事業者向けサイトのマニュアルをご確認ください。